

○大雪消防組合職員の再任用に関する条例

〔平成15年3月28日〕
〔条例第5号〕

改正 平成18年12月27日条例第12号 平成26年4月1日条例第7号
平成27年5月21日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）付則第6条の規定に基づき、大雪消防組合職員（以下「職員」という。）の再任用（法第28条の4第1項、法第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（再任用）

第2条 職員の再任用に関しては、消防本部又は消防署の所在町職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（特定警察職員等への適用期日）

第2条 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等（附則第3条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条で定める町の条例（附則第3条において「再任用条例」という。）を適用する。

第3条 特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる時期における再任用条例で定める任期の末日の適用については、前条の規定にかかわらず、「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年

附 則（平成18年12月27日条例第12号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第7号）

第4編 人事（大雪消防組合職員の再任用に関する条例）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（大雪消防組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 大雪消防組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大雪消防組合条例第12号）の一部を次のように改正する。
附則第2項を削る。

附 則（平成27年5月21日条例第1号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。